

令和2年度 支部総会資料

駒澤大学教育後援会 鳥取県支部

令和2年度 駒澤大学教育後援会 鳥取県支部総会

議事

1. 令和元年度事業報告ならびに収支決算報告書
2. 監査報告
3. 令和2年度事業計画ならびに予算書
4. 令和2年度役員名簿

その他

5. 鳥取県支部会則

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から支部総会の開催を中止し教育後援会ホームページにおいて、支部活動報告とさせていただきます。
ご了承のほどよろしく願いいたします。

駒澤大学教育後援会鳥取県支部

令和元年度 事業報告

自 2019年4月1日 ～ 至 2020年3月31日

| 年月日 | 事業名 | 備考 |
|---------------|-------------|---------------------|
| 令和1年5月11日 | 教育後援会本部定期総会 | 駒澤大学 支部長参加 |
| 令和1年5月25日 | 支部役員会・監査 | 米子市 花びし |
| 令和1年6月2日 | 鳥取県支部総会 | 米子市 ANAクラウンプラザホテル米子 |
| 令和1年10月14日 | 出雲駅伝応援 | 出雲市 参加者18名(内会員9名) |
| 令和1年10月19～20日 | 一泊参禅研修会 | 大本山永平寺 参加者なし |
| 令和2年1月11日 | 新年賀詞交歓会 | 東京 ホテルニューオータニ 参加者1名 |
| 令和2年3月1日 | 支部役員会・監査会 | 倉吉市 ホテルセントパレス倉吉 |
| 令和2年3月17日 | 全国支部監査 | 駒澤大学(監査資料送付) |

令和元年度 収支決算報告書

《収入の部》

(単位:円)

| 項目 | 予算 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|-----|---------|---------|---------|-------------------------------------------------------------|
| 繰越金 | 1,079 | 1,079 | | 前年度繰越 |
| 補助金 | 200,000 | 407,000 | 207,000 | 本部より 通常助成金 200,000 " 出雲駅伝補助金 200,000 " 賀詞交歓会補助金 7,000 |
| 参加費 | 0 | 70,000 | 70,000 | 出雲駅伝応援参加費 個人負担18名 |
| 雑収入 | 0 | 0 | | 受取利息 |
| 合計 | 200,000 | 478,079 | 278,079 | |

《支出の部》

(単位:円)


| 項目 | 予算 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|-------|---------|---------|-----------|-----------------|
| 会議費 | 30,000 | 24,120 | 5,880 | 総会・役員会・監査会 |
| 通信運搬費 | 10,000 | 8,713 | 1,287 | はがき・切手・振込料 |
| 印刷費 | 6,000 | 80 | 5,920 | 印刷代 |
| 消耗品費 | 4,000 | 2,570 | 1,430 | 封筒・ラベル・ファイル |
| 旅費交通費 | 30,000 | 8,260 | 21,740 | 支部総会・役員会交通費 |
| 事業費 | 80,000 | 120,835 | △ 40,835 | 出雲駅伝応援 |
| 渉外費 | 30,000 | 17,668 | 12,332 | 関係団体等との参加費・懇親会費 |
| 事務費 | 4,000 | 0 | 4,000 | |
| 予備費 | 3,079 | 0 | 3,079 | |
| 補助金 | 0 | 290,000 | △ 290,000 | 本部へ剰余金返金 |
| 合計 | 200,000 | 472,246 | △ 275,167 | |

(収入の部) - (支出の部) = (次年度繰越)
478,079 - 472,246 = 5,833

令和元年度 監査報告

令和元年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の鳥取県支部の
会計監査を実施した結果、預金通帳・金銭出納帳・その他の関係書類ともに
適切に処理されていましたことを報告いたします。

令和2年3月1日

監事 小川 勇 

監事 三上 恵二 

駒澤大学教育後援会鳥取県支部

令和2年度 事業計画

自 2020年4月1日 ～ 至 2021年3月31日

| 年月日 | 事業名 | 備考 |
|---------------|-------------|---------------|
| 令和2年4月19日 | 教育後援会委員総会 | オンライン参加 |
| 令和2年5月9日 | 教育後援会本部定期総会 | 駒澤大学 中止 |
| 令和2年6月21日 | 鳥取県支部総会 | 中止 |
| 令和2年9月 | 鳥取県支部役員会 | |
| 令和2年10月11日 | 出雲駅伝応援 | 出雲市 中止 |
| 令和2年10月17～18日 | 一泊参禅研修会 | 大本山總持寺 |
| 令和2年12月 | 鳥取県支部50周年事業 | |
| 令和3年1月23日 | 新年賀詞交歓会 | 東京 ホテルニューオータニ |
| 令和3年3月 | 支部役員会・監査 | |
| 令和3年3月 | 全国支部監査 | 駒澤大学 |

令和2年度 予算書

《収入の部》

(単位:円)

| 項目 | 前年度予算 | 本年度予算 | 増減 | 備考 |
|-----|---------|---------|---------|----------------------------------------|
| 繰越金 | 1,079 | 5,833 | 4,754 | 前年度繰越 |
| 補助金 | 200,000 | 400,000 | 200,000 | 本部より通常助成 200,000 50周年記念事業助成 200,000 |
| 雑収入 | 0 | 1 | 1 | 預金利息 |
| 合計 | 200,000 | 405,834 | 205,834 | |

《支出の部》

(単位:円)

| 項目 | 前年度予算 | 本年度予算 | 増減 | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|-----------------|
| 会議費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 総会・役員会・監査会 |
| 通信運搬費 | 10,000 | 12,000 | 2,000 | はがき・切手代 |
| 印刷費 | 6,000 | 6,000 | 0 | 資料印刷・写真現像 |
| 消耗品費 | 4,000 | 4,000 | 0 | 封筒・ラベル・ファイル |
| 旅費交通費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 支部総会・役員会交通費・宿泊費 |
| 事業費 | 80,000 | 280,000 | 200,000 | 本山研修、50周年事業 |
| 渉外費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 関係団体等との参加費・懇親会費 |
| 事務費 | 4,000 | 8,000 | 4,000 | |
| 予備費 | 7,201 | 5,834 | △ 1,367 | |
| 合計 | 200,000 | 405,834 | 205,834 | |

駒澤大学教育後援会鳥取県支部
令和2年度 役員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 学 部 | 在学年次 |
|--------------|--------|-------|------|
| 支 部 長 | 松本 照顕 | 仏教学部 | 3年生 |
| 副支部長 兼事務局 | 小原 郁雄 | 仏教学部 | 2年生 |
| 理 事 | 森 泰雄 | 文 学 部 | 1年生 |
| 監 査 | 川副 和則 | 経済学部 | 2年生 |
| 監 査 | 倉瀧 英心 | 仏教学部 | 1年生 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 顧 問 | 谷田 由美子 | | |
| 特別顧問 | 米積 孝賢 | | |
| 特別顧問 | 三島 道秀 | | |
| 特別顧問 | 磯江 希元 | | |

駒澤大学教育後援会鳥取県支部会則

(名称)

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会鳥取県支部(以下「支部」という。)と称し、事務局を支部長が指定した場所に置く。

(目的)

第2条 支部は駒澤大学教育後援会(以下「本部」という。)の下、駒澤大学(以下「大学」という。)と家庭との緊密なる連絡を図り、その教育的効果の向上に協力するとともに、併せて会員相互の親睦並びに学生の勉学と福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 支部は大学に在籍する全学生の父母又は保証人をもって組織する。

(事業)

第4条 支部は第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連携をとるものとする。

- (1) 総会、懇親会、研修会、講演会など
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く

- | | | | |
|---------|-----|----------|------------|
| (1) 支部長 | 1人 | (2) 副支部長 | 若干名(兼事務局長) |
| (3) 理事 | 若干名 | (4) 監事 | 2人 |

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中より選出し、総会の議決を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表として会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれに代わる。
- (3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査し、必要あるときは、役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。

(役員会)

第8条 役員は役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。

- 2 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急により事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
- 3 前項による場合は、支部長はその経過を総会に報告し、追認をうけなければならない。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問)

第10条 本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の推薦により支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は1年とする。
- 3 特別顧問は役員会の推薦により総会の議決を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第11条 支部の経費は、参加費・寄付金その他をもって支弁する。

(会計年度)

第12条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

- 第13条 総会は年1回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- 2 支部長は、総会に本部役員若干名の出席を要請する。
 - 3 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、本部長に申請するものとする。

(議決)

第14条 支部の議決決定は出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃については、総会の議決を得なければならない。ただし、本部の会則と趣旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第16条 この会則にさだめのないものは、すべて役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

(附則)

本支部会則は昭和45年4月1日より施行する。

| | |
|-------------|-----------------|
| 昭和49年6月29日 | 一部改正(会費を2千円とする) |
| 昭和54年10月4日 | 一部改正(会費を3千円とする) |
| 昭和56年7月21日 | 一部改正(会費を5千円とする) |
| 昭和61年10月25日 | 一部改正 |
| 昭和62年7月5日 | 一部改正(会費を3千円とする) |
| 平成8年6月23日 | 一部改正 |
| 平成21年6月21日 | 一部改正 |
| 平成22年5月29日 | 一部改正 |
| 平成26年5月31日 | 一部改正 |